

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	いちき串木野市

いちき串木野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	いちき串木野市 農政課
所在地	鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目1番地
電話番号	0996-21-5121
FAX番号	0996-36-3092
メールアドレス	nosei1@city.ichikikushikino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・ノウサギ・サル
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県いちき串木野市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度) (単位：千円・ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	1,326千円 1.21ha
	飼料作物(ソルゴー)	7千円 0.01ha
	果樹(早生温州みかん)	182千円 0.10ha
	野菜(かぼちゃ等)	69千円 0.05ha
	いも類(バレイショ等)	252千円 0.18ha
	計	1,835千円 1.54ha
シカ	水稻	294千円 0.27ha
	果樹(温州みかん等)	119千円 0.04ha
	計	413千円 0.31ha
タヌキ	果樹(ポンカン等)	115千円 0.04ha
	いも類(サツマイモ)	95千円 0.07ha
	計	210千円 0.11ha
アナグマ	果樹(ポンカン等)	138千円 0.05
	いも類(サツマイモ)	118千円 0.09
	計	256千円 0.14ha
カラス	果樹(温州みかん等)	1,345千円 0.52ha
	野菜(かぼちゃ)	5千円 0ha
	計	1,350千円 0.52ha
スズメ	水稻	980千円 0.90ha
ドバト		0千円 0ha
ヒヨドリ	果樹(ポンカン等)	769千円 0.18ha
	野菜(レタス)	436千円 0.16ha
	計	1,205千円 0.34ha
ノウサギ		0千円 0ha
サル	果樹(温州みかん)	228千円 0.08ha
	野菜(にんじん等)	36千円 0.03ha
	いも類(バレイショ)	4千円 0ha
	計	268千円 0.11ha
合計		6,518千円 3.97ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシの被害は、市内の田、畑、果樹園において年間を通し発生している。特に5月～7月にかけてかぼちゃへの被害が多発し、8月～10月にかけて水稻、イモ類への被害が多くなっている。被害区域は、山間部が主であり、冠岳・生福・深田・荒川・川上地区で発生している。近年は民家周辺での目撃や被害も発生している。

②シカ

シカは、水稻、果樹への被害が多く発生している。また、剥皮や若芽を嚙られる等森林への被害もあるが、気付かれにくいのが現状である。被害地域は、冠岳の宇都・川上地区方面で発生している。

③タヌキ・アナグマ

タヌキ・アナグマによる被害は、年間を通じてイモ類、8月～12月頃に果樹(みかん・ポンカン)や養鶏場での被害が多い。被害区域は市内全域であるが、特に山裾に近い農地での被害が多い。アナグマについては近年市街地でも被害が増えてきている。

④カラス・スズメ・ドバト

鳥類による被害は、カラスが年間を通し野菜、牛舎への糞被害、10月～12月頃に果樹の被害がある。

スズメは7月～10月にかけて水稻の被害が多い。被害区域は市内全域で発生している。

ドバトも少ないが年間を通し豆類、飼料作物の被害、また住宅や事業所施設への糞被害が発生している。

⑤ヒヨドリ

11月～3月にかけて果樹への被害が大きいが、被害は毎年ではない。過去3年間被害はあるものの駆除依頼は無い。被害区域は生福・川上・大里地区の果樹園等で発生している。

⑥ノウサギ

5月～10月にかけて水稻への被害がある。被害報告が少ないため、被害区域を特定できないが、市内全域で発生しているだろうと推察する。

⑦サル

平成20年度より被害報告が出るようになる。被害は冠岳・川上の山間でタマネギ等が主であったが、最近では群れの行動範囲が広がり、以前より被害や目撃情報が増加傾向にある。生福地区の果樹園でも発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	1,835 千円 1.54ha	1,285 千円 1.08ha
シカ	413 千円 0.31ha	289 千円 0.22ha
タヌキ	210 千円 0.11ha	147 千円 0.08ha
アナグマ	256 千円 0.14ha	179 千円 0.10ha
カラス	1,350 千円 0.52ha	945 千円 0.36ha
スズメ	980 千円 0.90ha	686 千円 0.63ha
ドバト	0 千円 0ha	0 千円 0ha
ヒヨドリ	1,205 千円 0.34ha	844 千円 0.24ha
ノウサギ	0 千円 0ha	0 千円 0ha
サル	268 千円 0.11ha	188 千円 0.08ha
合計	6,518 千円 3.97ha	4,563 千円 2.79ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>農作物の被害報告を受け猟友会へ依頼し、銃・わなにより有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <p>市の有害鳥獣捕獲事業で、捕獲に対する報奨金を助成している。</p> <p>イノシシ・シカ7,000円 タヌキ・アナグマ3,400円 ノウサギ1,000円 カラス800円 サル20,000円</p> <p>※カラス捕獲箱の設置 (H27～)</p> <p>【国庫事業(推進)実績】</p> <p>○捕獲機材等の実績</p> <p>R2年度 電気止め刺し機8台</p> <p>R3年度 電気止め刺し機7台</p> <p>R4年度 わな通報システム機器6台</p> <p>○狩猟免許取得助成</p> <p>R2年度 1人 R3年度 0人 R4年度 0人</p>	<p>猟友会員の高齢化に伴い、今後捕獲従事者の減少が懸念されることから、狩猟免許取得の推進を行い、狩猟者の確保を図る必要がある。</p> <p>サルの個体数が年々増えつつあるため、生息管理を行い、効率的な捕獲や追払い活動を行う必要がある。</p>

防護柵の設置等に関する取組	要件を満たした希望者が、電気柵管理組合を発足することにより電気柵を設置した際、市単独事業における補助を実施している。 R2年度 3,000m×2段 R3年度 1,000m×2段 R4年度 1,250m×2段	近年、設置要望は多いが、個人での設置要望では受益戸数1戸で面積も小さく要件を満たさない為、該当しない。効果的な防除をする為にも周辺耕作者での取組に対する話し合い活動が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	地域住民向けのサル被害対策研修会の実施（R4年度）	サルの群れの効果的な対策を行うために地域ぐるみで環境管理や連絡体制を整える必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>これまで同様、銃器並びにわなを中心とした有害鳥獣捕獲と電気柵等の被害防止対策の両面から充実させ被害の軽減に努める。</p> <p>今後は、地域が主体となって被害対策を行う必要があるため、有害鳥獣の出没しにくい集落づくりを推進するため、研修会への参加呼びかけ等、いちき串木野市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、鳥獣害防止対策関連の各種事業を活用しながら意識啓発を含めた対策を進めていく。</p> <p>○今後の計画</p> <p>①地域（集落）に対し、協議会が主体となって鳥獣害対策の普及啓発を図る。</p> <p>②地域（集落）が主体となり荒廃農地の下草払いや放任果樹の除去等行うなど、野生鳥獣の住みづらい環境整備の推進を図る。</p> <p>③捕獲と侵入防止柵の両面から被害防止対策の推進を図る。</p> <p>④狩猟免許の取得促進を図り、捕獲従事者の確保を図る。</p> <p>⑤生息状況等を把握するため、ICT機器の導入を検討する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲班 37 人（猟友会）による捕獲を継続して行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ドバト・ヒヨドリ	捕獲隊員の高齢化に伴い今後、年々減少傾向が危惧されるため、広報等を活用し新規登録・免許更新の促進により捕獲従事者を確保できるよう普及推進に努め、後継者

	ノウサギ・サル	対策を図る。
令和7年度	イノシシ・シカ・ タヌキ・アナグマ・ カラス・スズメ・ ドバト・ヒヨドリ・ ノウサギ・サル	捕獲隊員の高齢化に伴い今後、年々減少傾向が危惧されるため、広報等を活用し新規登録・免許更新の促進により捕獲従事者を確保できるよう普及推進に努め、後継者対策を図る。
令和8年度	イノシシ・シカ・ タヌキ・アナグマ・ カラス・スズメ・ ドバト・ヒヨドリ・ ノウサギ・サル	捕獲隊員の高齢化に伴い今後、年々減少傾向が危惧されるため、広報等を活用し新規登録・免許更新の促進により捕獲従事者を確保できるよう普及推進に努め、後継者対策を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	<p>イノシシ 捕獲実績は、R2年度1,170頭・R3年度906頭・R4年度1,213頭と、R4年度は捕獲計画数の1,200頭を超える捕獲実績である。同時に被害も増加することが考えられるため、これまでの捕獲実績を考慮し捕獲数を1,400頭とする。</p>
②	<p>シカ 捕獲実績は、R2年度344頭・R3年度441頭・R4年度560頭と増加傾向にあり、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画及び、過去3年間の捕獲実績を考慮し捕獲数を600頭とする。</p>
③	<p>タヌキ 捕獲実績は、R2年度46頭・R3年度47頭・R4年度73頭とやや増加傾向にあり、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画及び、過去3年間の捕獲実績を考慮し、捕獲数を100頭とする。</p>
④	<p>アナグマ 捕獲実績は、R2年度370頭・R3年度292頭・R4年度397頭と横ばいであり、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画及び、過去3年間の捕獲実績を考慮し、600頭とする。</p>
⑤	<p>カラス 捕獲実績は、R2年度144羽・R3年度16羽・R4年度23羽とR3年度から捕獲数が減少したが、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画及びH29年度に408羽を捕獲したこと考慮し、1,000羽とする。</p>
⑥	<p>スズメ 捕獲実績は、過去3年間ないが、それ以前の捕獲実績が多かったことや、被害発生予察表に基づく捕獲計画を考慮し、500羽とする。</p>
⑦	<p>ドバト 捕獲実績は、過去3年間でR3年度の7羽のみであるが、それ以前の捕獲実績が多かったことと、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画から捕獲数を500羽とする。</p>

- ⑧ ヒヨドリ
 捕獲実績は、過去3年間ないが、H16年度は598羽と多く、年によって差があることと、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画から捕獲数を1,000羽とする。
- ⑨ ノウサギ
 捕獲実績は、過去3年間ないが、これまでの被害発生予察表に基づく捕獲計画から捕獲数を50羽とする。
- ⑩ サル
 捕獲実績は、H22年度より一般捕獲で対応し0頭、H23年度からは法人捕獲を実施し、R2年度4頭・R3年度2頭・R4年度4頭捕獲した。近年、群が大きくなり行動範囲が広がっているため、被害量の増加も懸念されることから捕獲数を50頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,400	1,400	1,400
シカ	600	600	600
タヌキ	100	100	100
アナグマ	600	600	600
カラス	1,000	1,000	1,000
スズメ	500	500	500
ドバト	500	500	500
ヒヨドリ	1,000	1,000	1,000
ノウサギ	50	50	50
サル	50	50	50

捕獲等の取組内容

農家からの被害報告があった場所を重点に猟友会(捕獲隊)へ依頼し、市内全域を対象に有害捕獲を実施する。

スズメは、米の収穫時期を中心に7月～10月にかけて実施する。

ヒヨドリは、みかんの収穫時期を中心に11月～3月にかけて実施する。

その他の鳥獣は年間を通して捕獲を実施し、捕獲方法は鳥類に関して銃器・捕獲箱(カラス)とし、その他の鳥獣は銃器・わなとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画（市単独補助）

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ等	電気柵 2,000m×2段	電気柵 2,000m×2段	電気柵 2,000m×2段

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ等	補助対象者へ適切な設置や管理等を指導する。	補助対象者へ適切な設置や管理等を指導する。	補助対象者へ適切な設置や管理等を指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・ノウサギ・サル	市内全域を対象に、鳥獣害に対する普及啓発活動を広報等により実施し、鳥獣被害の多い地区で荒廃農地の下草払い等により野生鳥獣が住みにくい環境整備を行う。 併せて、市協議会を中心に関連機関との連携を図り、地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進し、要望があれば現地研修会を実施する。
令和7年度	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・ノウサギ・サル	市内全域を対象に、鳥獣害に対する普及啓発活動を広報等により実施し、鳥獣被害の多い地区で荒廃農地の下草払い等により野生鳥獣が住みにくい環境整備を行う。 併せて、市協議会を中心に関連機関との連携を図り、地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進し、要望があれば現地研修会を実施する。

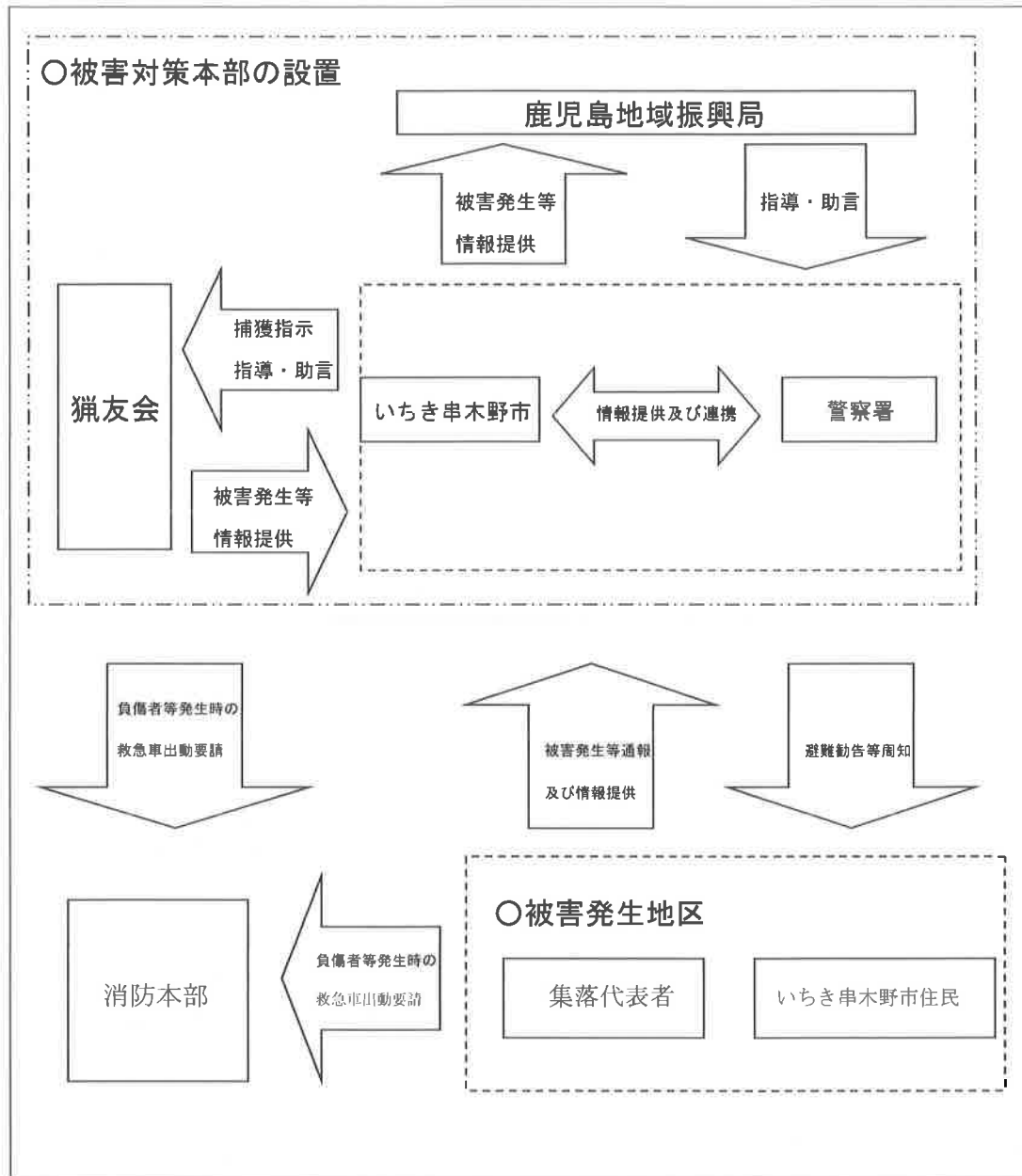
令和8年度	イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・ノウサギ・サル	<p>市内全域を対象に、鳥獣害に対する普及啓発活動を広報等により実施し、鳥獣被害の多い地区で荒廃農地の下草払い等により野生鳥獣が住みにくい環境整備を行う。</p> <p>併せて、市協議会を中心に関連機関との連携を図り、地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進し、要望があれば現地研修会を実施する。</p>
-------	---	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策本部の設置 ・ 人的被害の情報収集 ・ 市民に対する周知（避難等の勧告） ・ 関係機関との連絡調整 ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
鹿児島地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
いちき串木野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の安全の確保（避難等の勧告） ・ 銃器使用捕獲時の指導及び助言 ・ 市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の市への情報提供
いちき串木野市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者発生時の救急車の出動
いちき串木野市猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害鳥獣の緊急捕獲 ・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
集落代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカについては、捕獲者が食用とするか、適切な方法による埋設処分とする。サルについては、環境センターにて焼却処分とするが、捕獲数が多い場合は適切な方法による埋設処分とする。カラス及びそれ以外については、適切な方法による埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	いちき串木野市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
いちき串木野市 農政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整、技術指導等を行う。
さつま日置農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
かごしま森林組合ひおき支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
鹿児島地域振興局	有害鳥獣関連情報提供、被害防止技術の情報交換、技術指導等を行う。
いちき串木野市鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と、鳥獣の保護に関する業務を行う。
いちき串木野市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鹿児島県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>設置年月日：平成26年4月1日</p> <p>構成：市職員 14人（うち狩猟免許保持者0人）</p> <p>活動内容：猟友会と連携し、鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査を実施する。また、鳥獣の捕獲駆除指導及び被害防止技術等の普及指導を行う。</p> <p>※今後、民間隊員についても必要であると判断した場合に任命する。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>農家等の狩猟免許取得の推進を図り、実施体制の充実を図るとともに、関係者及び地域が一体となった被害防止対策を実施する。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害状況を考慮し、広域的な被害防止が必要である場合は近隣市町村と協議し、対策を検討する。</p>

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度（1期）	平成22年4月1日
平成23年度（2期）	平成24年4月1日
平成26年度（3期）	平成27年4月1日
平成29年度（4期）	平成30年4月1日
令和2年度（5期）	令和3年4月1日
令和5年度（6期）	令和6年4月1日

